

京都市告示第 5 6 5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 5 1 条の 2 0 第 1 項の規定により、次のとおり法第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和 6 年 1 月 1 9 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

一般社団法人もっと笑顔（代表理事 中澤 秀子）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市中京区六角通室町西入玉蔵町 1 2 1 美濃利ビル 3 0 9 号

3 事業所の名称

相談室「すまいる」

4 事業所の所在地

京都市中京区六角通室町西入玉蔵町 1 2 1 美濃利ビル 3 0 9 号室

5 指定する事業の種類

計画相談支援

6 指定年月日

令和 6 年 1 月 1 0 日

7 事業所番号

2 6 3 0 3 8 1 7 1 9

(保健福祉局障害保健福祉推進室)